

■災害特例措置の実施内容（注1）

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

（平成30年8月10日現在）

災害名	実施内容	取扱期間	備考
平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成31年5月19日まで （ご融資実行分）	当災害は、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（346万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）	平成31年1月31日まで （ご融資実行分）	貸付利率の引き下げは、「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧」（注2）に掲げる市町村の区域内に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
東日本大震災	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成31年3月31日まで （ご融資実行分）	岩手県、宮城県または福島県に居住されている方又は被災時に居住されていた方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（346万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）		
平成28年熊本地震による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成31年3月31日まで （ご融資実行分）	当災害は、熊本県で災害救助法が適用された災害を指します。熊本県に居住している方又は被災時に居住していた方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（346万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）		
平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成31年6月17日まで （ご融資実行分）	当災害は、大阪府で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
平成29年度豪雪	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成31年2月14日まで （ご融資実行分）	当災害は、新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
平成30年2月4日からの大雪による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成31年2月6日まで （ご融資実行分）	当災害は、福井県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成30年9月30日まで （ご融資実行分）	当災害は、秋田県、福岡県及び大分県で災害救助法が適用された災害を含みます。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（346万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）	平成31年2月9日まで （ご融資実行分）	貸付利率の引き下げは、福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の区域内に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
平成29年台風第21号に係る災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成30年10月22日まで （ご融資実行分）	当災害は、三重県、京都府及び和歌山県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
平成29年台風第18号に係る災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成30年9月30日まで （ご融資実行分）	当災害は、大分県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成30年9月30日まで （ご融資実行分）	当災害は、新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		

（注1）り災証明書等により住居被害の状況（全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害）又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。

（注2）平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧

- 岐阜県（21市町村）
岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
- 京都府（9市町）
福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
- 兵庫県（15市町）
姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、粟栗市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町
- 鳥取県（10市町）
鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南郷町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
- 島根県（2市町）
江津市、邑智郡川本町
- 岡山県（18市町村）
岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西条村、加賀郡吉備中央町
- 広島県（15市町）
広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
- 山口県（1市）
岩国市
- 愛媛県（7市町）
今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
- 高知県（7市町村）
安芸市、後毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村
- 福岡県（2市）
久留米市、飯塚市
【1府県107市町村】